

○高砂市介護保険料徴収猶予に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市介護保険条例(平成12年高砂市条例第9号。以下「条例」という。)第9条に規定する保険料の徴収猶予について、条例及び高砂市介護保険条例施行規則(平成12年高砂市規則第26号。以下「規則」という。)第5条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予の基準)

第2条 高砂市介護保険条例第9条の規定する理由は、次の各号に定めるものを基準とし判断する。

- (1) 火災については、故意または重大な過失がないものとし、これに類する災害とは、すべての天災による災害とする。
- (2) 長期間入院とは、疾病又は負傷による継続した三ヶ月以上の入院とする。
- (3) 事業又は業務の休廃止とは、休業、廃業、倒産等により三ヶ月以上引き続き休業している状態であること
- (4) 特に市長が必要と認める理由は、次に掲げるものとする。
 - ア 事業または業務において、取引先の破産手続き開始決定及びその他の理由により重大な損害を受けたとき
 - イ 当該年度の市県民税の納付において徴収猶予が承認されたとき
 - ウ その他の理由により生活が困窮している状態にあり、保険料を一時に納付することで生活の維持に著しい支障をきたすことが認められるとき

(申請書類)

第3条 条例第9条に規定する徴収猶予を必要とする理由を証する書類とは、次のとおりとする。

- (1) 徴収猶予申請書(様式第1号)
- (2) 猶予を受けようとする金額が100万円以下のとき、財産収支状況書(様式第2号)。
- (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超えるとき、財産目録(様式第3号)及び収支明細書(様式第4号)
- (4) 給与明細書又は売上台帳等の毎月の収入が記載されたもの
- (5) 災害等により災した場合にあっては、公的機関が発行する災害証明書、公的機関に提出した動産等災害申告書及び火災保険証券
- (6) 市県民税において徴収猶予又は減免を受けている場合にあっては、当該徴収猶予又は減免を受けていることを証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、条例第9条第1項各号に掲げる事由に応じ、当該事実を証する書類

(結果の通知)

第4条 市長は、申請者から申請書及び添付書類を受理してから、三週間以内に徴収猶予

の許可又は不許可について通知するものとする。

(許可の取消し)

第 5 条 規則第 5 条に定める徴収猶予の取消しのうち、分割支払の不履行については、納付催告を行ってもなお納付しないとき、直ちに取り消すものとする。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、保険料の徴収猶予に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。